

静岡県告示第810号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和4年12月13日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

ばらの丘二丁目 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
島田市		ばらの丘二丁目	西ノ谷	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線に囲まれた区域
				200-74 1号
				200-75 2号
				200-1 3号
				793-12 4号
				793-1 5号
				739-4 6号
				739-7 7号
				200-1 8号
				200-1 9号
				200-1 10号
				200-82 11号
				23-7 12号
				23-10 13号
				200-82 14号
24-1 15号				